

大規模地震・津波をはじめとした自然災害に対する 防災・減災対策の充実強化について

それぞれの地方においては、東日本大震災の教訓を踏まえて大規模地震・津波や近年多発する豪雨災害などに備え、防災・減災対策の推進に取り組んでいるところである。

そうした中、本年8月29日に発表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」では、震度7が想定される地域が10県151市町村に上り、太平洋沿岸では津波高が30mを超える地点が示された。また、全国で想定死者数最大約32万人、建物の全壊及び焼失棟数が最大約238万6千棟にも上り、関東から中四国・九州に至る広い範囲で、これまでの想定を大幅に上回る甚大な被害を受けることが示されたところである。

また、近年豪雨災害も多発しており、今年7月には西日本から東日本にわたる広範囲で大雨となり、特に九州北部地方を中心とした河川の氾濫や土砂災害などによる多大な人的・物的被害に見舞われたことも記憶に新しい。

あらためて、自然災害の頻発する国土で暮らしていることを実感させられたところであり、我々は、自然の力を謙虚に受け止め、災害に備えることが重要である。

何より尊い命を確実に守り、あらゆる被害を最小限にとどめるとともに、被災後に住民が日常生活を一刻も早く取り戻すことができるよう防災・減災対策の強化に取り組んでいくため、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 災害に強い国土づくり

大規模な自然災害が発生すれば、甚大な人的・物的被害が発生し、その後の経済活動にも多大な影響を及ぼすこととなる。こうした被害・影響を最小限にとどめるため、防災上重要な公共土木施設等の整備や民間事業者における事業継続のための対策を推進すること。

また、被災後の被災者支援や、早期復旧・復興のための復旧資機材の搬送を迅速に行えるよう、高速道路等のミッシングリンクを解消するとともに、空港、港湾、鉄道など、その他の交通インフラも活用し、代替する緊急輸送ネットワークを確保するなど、地域の特徴を踏まえた災害に強い国土づくりを推進すること。

なお、防災上重要な公共土木施設等の整備に当たっては、交通需要のみを優先させるのではなく、国土全体のネットワーク配置の点検・見直しを行い、地震・津波に強いインフラの構築や、災害発生時のリダンダンシー確保の観点を優先度決定の仕組みに盛り込むこと。

2 緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設など確実な財源確保の措置

平成23年度に創設された全国防災対策費及び緊急防災・減災事業債の仕組みは、全国的に必要な防災・減災対策に適用でき、人命と財産を守る対策を推進するには非常に有効な制度となっているが、地方の所要額が当初予定されていた復興増税の枠を大幅に上回ることから、今年度の緊急防災・減災事業債の第1次配分では、全国的な調整が行われるなど、財源が確保されないおそれがある。

今後、各地方で地震・津波対策の加速化と抜本的強化を進めるため、早急に全国的な緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設などにより確実な財源確保の措置を講じること。

3 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定

南海トラフ巨大地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害が極めて広範囲に及ぶ国の盛衰を左右する巨大災害であり、国家的課題として対策を進めなければならない。そのためにも、下記項目を盛り込んだ「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」を制定すること。

- ①観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化
- ②巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
- ③巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急対策活動要領の策定

平成24年10月16日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）